



川崎市

令和5年度 第2回  
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

# 川崎市における指導事例について

健康福祉局長寿社会部  
高齢者事業推進課事業者指導係



# 目次

---

1. 全サービス共通
2. 施設系サービス
3. 居宅系サービス

参考資料



# 1. 指導事例 全サービス共通

## (1) 事故発生時の対応について

介護の提供による事故のうち、本市に報告が必要な事故について、本市に報告されていない

### 関連する条例等

全サービスに同様の規定あり

#### ○事故発生時の対応

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

### 改善指示内容

介護の提供による事故のうち、本市に報告が必要な事故については、原則として1週間以内に事故報告書を本市に提出すること。



## 事故報告の対象となる事故

- サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
  - 在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、**利用者が事業所内にいる間**（サービス終了後に送迎を待っている間を含む。）も含まれる。
- 食中毒及び感染症、結核の発生
- 職員の法令違反・不祥事等
- 誤薬、与薬もれ等
  - 医師（配置医師を含む。）の**診察又は指示**を受けた場合。
- 離設・行方不明等
- その他報告が必要と認められる事故



# 1. 指導事例 全サービス共通

## (2) 研修の実施について

資質向上のための研修等を実施していない

### 関連する条例等

全サービスに同様の規定あり

#### ○勤務体制の確保等

訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

### 改善指示内容

従業員に対して資質の向上のための研修の機会を確保すること。



# 1. 指導事例 全サービス共通

## (3) 運営推進会議について

5類移行後においても運営推進会議開催の目途が立たず、実施に至っていない

### 関連する条例等

地域密着型サービスに同様の規定あり

#### ○地域との連携

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（中略）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

### 改善指示内容

運営基準に記載の通り、おおむね6月に1回以上開催するよう規定されているため、実施に向けて対応すること。（新型コロナウイルスによる臨時的取扱いは終了）



# サービス種別と開催頻度

サービス種別	開催頻度
療養型通所介護	おおむね12月に1回
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）	
地域密着型通所介護	おおむね6月に1回
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回
看護小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※会議名称は介護・医療連携推進会議



# 1. 指導事例 全サービス共通

## (4) 運営推進会議について

運営推進会議の会議録の公表方法を決めていない事例

### 関連する条例等

地域密着型サービスに同様の規定あり

#### ○地域との連携

指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

### 改善指示内容

インターネットでの公表や事業所内への掲示等、利用者及びこれから利用を検討している者が見られるよう対応をすること。





# 1. 指導事例 全サービス共通

## (5) 第三者評価の実施状況について

重要事項説明書に第三者評価の実施状況について記載がない事例

### 関連する条例等

他サービスに同様の規定あり

#### ○内容及び手続の説明及び同意

指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

### 改善指示内容

「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価期間の名称」、「評価結果の開示状況」を記載すること。



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (1) 人員に関する資格証の確認について

特定施設入居者  
生活介護

派遣職員である看護職員及び介護福祉士について資格証を確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○従業者の員数

看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30人以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上

(イ) 利用者の数が30人を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上

#### 改善指示内容

派遣職員について、事業所においても資格証を確認できるように用意しておくこと。



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (2) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修について

高齢者虐待防止に係る研修と身体的拘束の適正化のための研修を一体的に実施していたが、それぞれ実施しなければならない回数を満たせていなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。

#### 改善指示内容

関連する内容の研修を一体的に実施することは問題ないが、その場合は、それぞれに求められている回数を実施できるよう計画立てて実施すること。



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (3) 認知症対応型共同生活介護計画の作成について

認知症対応型  
共同生活介護

サービス担当者会議等により専門的意見を聴取した記録が作成されていない事例

#### 関連する条例等

##### ○認知症対応型共同生活介護計画の作成

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。

#### 改善指示内容

他の介護従業者と協議をしたことが分かるよう会議録を作成すること。



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (4) 施設サービス計画の作成について

介護老人福祉施設  
介護老人保健施設

施設サービス計画について、入所者又はその家族への説明と同意を得たのが、サービス提供後であった事例

#### 関連する条例等

##### ○施設サービス計画の作成

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

#### 改善指示内容

原則として、サービス提供前に文書により同意を得ること。やむを得ず難しい場合は、サービス提供前に電話等で説明し、同意を得た上で、書面上の同意日は実際に文書により同意を得られた日付とし、説明・同意の経過及び理由等は支援経過記録に残す等の対応とすること。



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (5) 運営懇談会の設置等について

特定施設入居者  
生活介護

運営懇談会において、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表に基づいた経営状況について、報告・説明を行っていることが確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○運営懇談会の設置等

運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

(1) 貸借対照表や損益計算書等の財務諸表に基づいた経営状況

#### 改善指示内容

運営懇談会において必要な情報の報告・説明を行うこと。



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (6) 口腔衛生管理加算について

介護老人福祉施設

医療保険による訪問歯科衛生指導の実施有無に関する確認や、当該サービスの提供についての説明・同意を、入所者又はその家族等に口頭のみで行っていた事例

#### 関連する条例等

##### ○口腔衛生管理加算

口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合には、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。

#### 改善指示内容

加算の算定要件となるため、いつ・誰が・誰に・何を説明したか記録をとること。



## 2. 指導事例 施設系サービス（短期入所）

### （7）短期入所療養介護計画の作成について

短期入所療養介護  
(介護老人保健施設)

短期入所療養介護計画を作成するにあたり、既に作成されていた居宅サービス計画の内容を確認していなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○短期入所療養介護計画の作成

短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

#### 改善指示内容

既に居宅サービス計画が作成されている利用者について短期入所療養介護計画を作成する場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。





## 2. 指導事例 施設系サービス（短期入所）

### （8）送迎加算について

短期入所生活介護  
(介護老人福祉施設)

送迎の実施記録の中に、自宅⇄事業所間の送迎であることが明記されていなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○送迎加算

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき規定の単位を所定単位数に加算する。

#### 改善指示内容

加算の算定要件となるため、自宅⇄事業所間の送迎であることを明記すること。



### 3. 指導事例 居宅系サービス

#### (1) サービス割合の説明等について

居宅介護支援

利用者に対しサービスの割合について文書の交付を行っていないほか、署名を得ていない

#### 関連する条例等

##### ○内容及び手続の説明及び同意

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

#### 改善指示内容

居宅介護支援の提供の開始に際しては利用者又はその家族に対し説明を行い、署名を得ること。



### 3. 指導事例 居宅系サービス

#### (2) 訪問介護計画の作成について

訪問介護

利用者の心身の状況等の変化により、指定訪問介護の提供時間が変更されていたにもかかわらず、訪問介護計画の変更を行っていない

#### 関連する条例等

##### ○訪問介護計画の作成

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

#### 改善指示内容

利用者の心身の状況等の変化により、指定訪問介護の提供時間や提供内容が変更した場合には、訪問介護計画の変更等を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ連絡、その他必要な連携を行うこと。



## 3. 指導事例 居宅系サービス

### (3) 訪問介護計画の作成について

訪問介護

サービス提供開始までに訪問介護計画が作成されておらず、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た記録がない

#### 関連する条例等

##### ○訪問介護計画の作成

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を、原則として居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。

また、訪問介護計画の作成に当たって、サービス提供責任者は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

#### 改善指示内容

サービスの提供に当たっては、サービス提供開始までに訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付すること。



## 3. 指導事例 居宅系サービス

### (4) 訪問看護報告書の作成について

訪問看護

訪問看護報告書に記載された訪問日と、サービス提供票の実績が異なっている

#### 関連する条例等

##### ○訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した報告書（以下「訪問看護報告書」という。）を作成しなければならない。

また、指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

#### 改善指示内容

訪問看護報告書に訪問日等を正しく記載するとともに、管理者は訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。



### 3. 指導事例 居宅系サービス

#### (5) 福祉用具専門相談員資格について

福祉用具貸与・販売

制度改正により福祉用具専門相談員資格要件が変更されていることを見落とし、資格未取得のまま、福祉用具専門相談員資格が必要な業務に従事していた

#### 関連する条例等

##### ○福祉用具専門相談員に関する事項、管理者の責務

福祉用具貸与・販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与・販売に従事させることとなるものが政令第4条第1項各号に規定する者であることを確認する必要がある。

また、指定福祉用具貸与・販売事業所の管理者は、指定福祉用具貸与・販売事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与・販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うものとする。

#### 改善指示内容

従業員の資格取得状況等、適切な管理を行うこと。



### 3. 指導事例 居宅系サービス

#### (6) サービス担当者会議の開催について

小規模多機能型居宅介護

利用者が要介護更新認定を受けた場合及び要介護状態区分の変更の認定を受けた場合において、サービス担当者会議を開催していない

#### 関連する条例等

##### ○居宅サービス計画の作成

介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合や、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

#### 改善指示内容

要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合や、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。



### 3. 指導事例 居宅系サービス

#### (7) 人員配置について

小規模多機能型居宅介護

指定小規模多機能型居宅介護事業者の員数が利用者数に対して不足している日がある

#### 関連する条例等

##### ○従業者の員数

指定小規模多機能型居宅介護事業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び、訪問サービスの提供に当たる者を1人以上とする。

#### 改善指示内容

人員基準を満たすよう従業者を配置すること。

※ 1日でも人員基準上満たすべき員数が満たされていなければ基準違反であり、指導の対象になります。





## 参考資料

---

川崎市ホームページ 川崎市基準条例（R03.04.01施行）

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)

